

「令和8年度 横浜版伴走型生成AIの構築に向けた試行・研究委託」
業務説明資料

第1 基本事項

1 件名

令和8年度 横浜版伴走型生成AIの構築に向けた試行・研究委託

2 総則

委託者が「令和8年度 横浜版伴走型生成AIの構築に向けた試行・研究委託」（以下「本業務」という。）を発注するにあたり、本業務の受託者は「委託契約約款」、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」、「個人情報取扱特記事項」、「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程」、本業務説明資料及び本件調達における受託者の提案資料において提示した内容に基づき、業務を行うこと。定めのない事項については、必要に応じて受託者と委託者との間で協議の上、定めるものとする。

3 本業務の目的・概要

第5期教育振興基本計画で掲げる「子ども主体の学び」や教育ビッグデータを活用した子ども一人ひとりに寄り添った個別最適な学び及び教職員の働き方改革の実現を目指す事業の一環として実施する。

具体的には、受託者が提供する既存の教育特化型の伴走型生成AIプロダクト（※）（以下「伴走型生成AI」という。）に、委託者が所有する教育データ等を取り込むことや、学習支援システム・学習コンテンツ等を連携させること等により、横浜独自の特徴をもつ「横浜版伴走型生成AI」を試行開発し、モデル校での試行運用・活用方法の検証等を通して、令和9年度以降の本格開発を視野に入れた実証研究を行う。

また、業務目的の実現及び委託者による適切な効果測定のため、横浜版伴走型生成AIから得られるデータを取得するとともに、更なるデータの活用に関し、横浜版伴走型生成AIの実証研究実績を踏まえた提案を受ける。

（※）学習者の理解度や進捗に寄り添いながら、学習プロセスを継続的にサポートすることを目的としたAIツール。チャットボット機能においては、学習者からの質問に対して、単に回答を提示するのではなく、学習者のつまづきに合わせたヒントの提示や、自立的な思考を促す質問の投げかけを行う等、学習者が自ら考え、学習の理解を深めるためのプロセスのサポートを行う。

4 主な業務事項

前述の目的を達成するため、本業務では以下の業務を行う。

- (1) 横浜版伴走型生成AIの試行開発
- (2) モデル校への横浜版伴走型生成AIの提供及び試行運用サポート
- (3) 教職員、児童生徒が横浜版伴走型生成AIをより活用するための機能改善
- (4) 横浜版伴走型生成AIから得られるデータの提供
- (5) 横浜版伴走型生成AIから得られるデータの活用に関する提案
- (6) 今後の本格開発に向けた課題等整理・提案
- (7) 横浜版伴走型生成AI試行運用に関する報告書の提出及び次年度受託業者への引継（データを含む。）
- (8) その他付随する作業

5 履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

6 履行場所

- (1) 横浜市教育委員会事務局学校経営支援課

(2) 横浜版伴走型生成AIモデル校

(3) 受託者が用意する作業場所

(本業務における開発業務について、委託者は受託者が常駐可能な開発室等の準備をしないため、作業場所等は受託者で用意すること。)

(4) その他委託者が認めた場所

第2 業務内容

1 本業務で期待する成果

委託者は、伴走型生成AIが「子ども主体の学び」に資するものとして、教育ビッグデータを活用した新たな学びの実現のためのツールになりうると考えている。受託者には、AIの教育活用の先達として委託者のパートナーとなり、幅広い助言及び提案を重ね、委託者が所有する教育データや学習支援システム・学習コンテンツ等を効果的に活用することで、既存の伴走型生成AIと比較して、さらに児童生徒一人ひとりに合わせた学習支援を可能とする本市独自の特徴を有する横浜版伴走型生成AIの試行開発していくことを期待している。

本業務はモデル事業の位置付けであり、本事業を通して、横浜版伴走型生成AIの次年度以降の本格開発・実施校の拡大について検討していくことを想定している。

横浜版伴走型生成AIの活用によって、学校現場で無理なくスムーズに活用され、児童生徒への個別最適な学習支援、児童生徒の学びに対する主体性の向上や生成AIに対する理解促進が図られることを第一義的な成果目標としている。

2 モデル校の概要

本事業の趣旨を踏まえ、モデル校は別途委託者が指定する。なお、校種・規模等については、下記を想定している。選定することとする。

【モデル校の想定】

(1) 小学校（2校）

各校 対象学年は3年～6年 児童数 計400～600名程度を想定

(2) 中学校（2校）

各校 対象学年は1年～3年 生徒数 計500～650名程度を想定

(3) 義務教育学校（1校）

前期課程 対象学年は3年～6年 児童数 計550名程度を想定

後期課程 対象学年は7年～9年 生徒数 計350名程度を想定

※各校の状況等により児童・生徒数と現況が異なる場合、現況を優先し、モデル校の対象学年の全児童・生徒が横浜版伴走型生成AIを使用できる環境を用意すること。

3 各業務の詳細

(1) 横浜版伴走型生成AIの開発

ア 概要

受託者が所有する伴走型生成AIをベースとし、委託者の所有する教育データを取り込みAI学習させたり、委託者が運用する学習支援システム・学習コンテンツを連携させたりすることで、子どもたち一人ひとりの学習状況や学習理解度等に応じた形でやり取りができる独自の特徴をもつ横浜版伴走型生成AIの開発を行う。

開発にあたっては、取り込むデータの種類・規模・頻度、連携させるシステム・コンテンツ、その連携方法等について、今後の本格開発・事業拡大も視野に入れながら、費用面、開発スケジュール等、様々な条件を考慮したうえで目標達成に向けた提案を行い、委託者とよく協議のうえ、開発を進めること。

イ 伴走型生成AIの機能要件

別紙1「機能要件等一覧」の「基本要件」、「機能要件」及び本資料にて提示する。

なお、「必須要件」について、モデル校へのサービス開始日において提供できない事業者は、本業務に提案することができない。

ウ 受託者が所有しているデータ取り込み

伴走型生成AIに、本市の学校教育に関する各種資料や所有する教育データを取り込み、AI学習をさせる。なお、資料やデータの種類、取込方法については、契約締結後、委託者及びデータを所有している事業者、システム構築事業者と連携、調整すること。データは、属性情報のタグ付け等がされていない素データであることに留意する。

【提供可能な資料の例】

- (1) 横浜市教育ビジョン2030
- (2) 第5期横浜市教育振興基本計画
- (3) 横浜国立大学カリキュラム・マネジメント要領

【提供可能な教育データの例】

- (1) 横浜市学力・学習状況調査 令和6、7年度分
- (2) 横浜市体力・運動能力、運動習慣等調査 令和6、7年度分
- (3) 授業アンケート 令和6、7年度分
- (4) 毎日の健康観察 令和6、7年度分
- (5) AIドリル 令和6、7年度分（試行校分）
- (6) 電子書籍 令和7年度分

※上記のデータの他、委託者と適宜協議すること

エ 各種システム・コンテンツとの連携に向けた提案・検討等

(ア) 委託者が運用または開発を進めているシステム・コンテンツについて、今後の本格開発を見据えた機能連携に向けた提案・検討を行うこと。なお、下記【各種システム・コンテンツ】のうち、(1) AIドリル「Monoxer」との連携に向けた提案・検討は必須事項とし、試行段階として、最低限、伴走型生成AIのチャットボットにAIドリル「Monoxer」のサービスURLをリンクさせることとする。

(イ) 可能な範囲で、本事業の期間内において試行的に連携すること。

(ウ) 本項目においては、委託者・運用（開発）事業者とよく協議のうえ、進めること。

(エ) 委託者・運用（開発）事業者側の都合により連携ができなかった（今後できないことが見込まれる）場合、受託者の責任は問わない。

【各種システム・コンテンツ】

- (1) AIドリル「Monoxer」（モノグサ株式会社）
- (2) 電子書籍「Yomokka!」（株式会社ポプラ社）
- (3) 学習支援システム「横浜St☆dy Navi」
- (4) 学習eポータル「L-Gate」（株式会社内田洋行）
- (5) 家庭と学校の連絡システム「すぐーる」（スパイラルローキャス株式会社）

※上記、全てのシステム・コンテンツとの連携を想定しているものではない

※上記の以外にも希望するシステム・コンテンツがある場合には、委託者と適宜協議すること

オ ふるまい設定についての研究

伴走型生成AIの返答や提案内容、人格、口調等のふるまいを、校種・学年・個人の学力レベル・学習状況など、様々な要素に基づく児童生徒の状況に応じた形での対応ができるようにす

るための設計等について研究を行う。必要に応じて試行開発し、モデル校での実証を行う。

カ 新規機能導入についての提案・検討

上記、ウ及びエのほか、既存の伴走型生成AIに搭載されている機能に加え、本市が所有する教育データ等を活用した新たな機能の導入について提案し、検討を行う。

なお、本項目は、今後の本格開発を見据えたうえでの委託者の検討材料とするものであり、本事業での具体的な設計及び実装までは想定してしない。

キ 使用する端末

教職員及び児童生徒が使用する端末は以下のとおりとする。ただし、端末は変更となる場合があり、端末変更に当たっては、変更後端末での使用に対応すること。

□ 教職員及び児童生徒が使用する端末（令和7年7月現在）

	端末	OS
小学校	iPad第8又は第9世代	iPad OS
中学校	【Lenovo】 300e Chromebook 2nd Gen 【HP】 Chromebook x360 11 G3 EE 【Acer】 R752T-G2、R753T-A14N	Google Chrome OS

ク ログイン方法等

児童生徒は、GoogleアカウントとSSO連携すること。

教職員についても同様とするが、2段階認証等、セキュリティレベルの高いログイン方法採用の可能性について、委託者と協議、検討すること。

ケ 提供開始時期

モデル校での試行運用と並行して開発、改善することを前提とする。そのため、開発途上バージョンの横浜版伴走型生成AIは、可能な限り速やかにモデル校に提供し、試験運用を開始することとする。

(2) モデル校への横浜版伴走型生成AIの提供及び運用サポート

モデル校に横浜版伴走型生成AIを提供するとともに、モデル校が横浜版伴走型生成AIを十分活用できるよう、以下の支援を行う。

なお、横浜版伴走型生成AIの運営サポートにあたっては、禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者をモデル校に派遣しないこと。

ア 教職員向けのマニュアル作成、研修

本業務で開発した横浜版伴走型生成AIを教職員、児童生徒が適切に活用できるよう、教職員向けの管理・利用マニュアルや活用事例集を作成すること。また、委託者又はモデル校の要望に応じて、説明会や研修を行い、又は会議へ出席すること。詳細については、委託者及び各モデル校との協議により決定すること。

イ 教職員向け問い合わせ対応

電話やメールなどの教職員からの問い合わせに対応するサポート体制を整備し、問い合わせに迅速に対応すること。

ウ モデル校における活用促進支援

本業務では、5校のモデル校において、それぞれの実情に応じて横浜版伴走型生成AIの導入が進められるとともに、一定の活用が図られることが必要である。これに伴い、各校の進捗状況をモニタリングするとともに、適宜委託者に共有すること。また、活用が進ん

でないモデル校に対しては、適宜ヒアリングを行い、計画的に活用促進を進めること。

ア・イに加え、委託者又はモデル校の要望に応じて、対応すること。詳細については、委託者及び各モデル校との協議により決定すること。

エ 委託者によるモニタリング

委託者がモデル校の取組状況を一覧で確認できる状況を用意すること。本市の希望に応じて受託者がcsvデータで提供するなど、手法は任意とする。取組状況の具体的な項目、データのグラフ化などの加工については、委託者との協議の上、決定すること。

オ データの提供

横浜版伴走型生成AIからエクスポートする教育データは、委託者と協議の上、委託者が希望する形式で提供すること。なお、データのクレンジングの加工については、委託者との協議の上、決定すること。

カ モデル校での効果検証

モデル校での試行運用による効果（児童生徒の資質・能力や学習意識の変容、教職員の授業改善や働き方への影響など）について、横浜版伴走型生成AIの利用により得られるデータや児童生徒・教職員へのアンケート調査等により、検証を行うこと。効果検証の内容、手法、時期等の具体については、モデル校への試行運用前に委託者とよく協議のうえ進めること。

(3) 教職員、児童生徒が横浜版伴走型生成AIをより活用するための改善

運用開始後においても、より効果的で利便性の横浜版伴走型生成AIとなるよう随時、横浜版伴走型生成AIの機能やユーザーインターフェースを改善すること。

本業務内での解決が難しい課題が見られた場合、次年度以降、委託者が横浜版伴走型生成AIの契約・開発を検討するにあたっての、必要な提案を行うこと。

(4) 横浜版伴走型生成AIから得られるデータの提供

委託者に対し、横浜版伴走型生成AIから得られるデータ（効果測定に資するデータを含む。）を提供すること。データの種類、項目、提供の頻度、形式等については、契約締結後、委託者と協議のうえ、決定する。

(5) 横浜版伴走型生成AIから得られるデータの活用に関する提案

委託者に対し、本事業の趣旨を踏まえ、横浜版伴走型生成AIから得られるデータのさらなる活用に関し、提案を行うこと。提案にあたっては、新しい技術を活用した授業改善モデルや、様々なデータとの連携による新しい視点など、幅広い検討を行うこと。

(6) 今後の本格開発に向けた課題等整理・提案

上記業務内容（1）～（5）での成果、課題、検討内容を整理し、次年度以降の本格開発、事業拡充を念頭に入れたうえでの提案を複数パターンで行うこと。提案にあたっては、実現に向けて整理・解決すべき事項、費用（開発費、導入費、保守運営等）、スケジュール等の委託者が検討を行うにあたって必要な情報を整理したうえで行うこと。なお、本格開発・事業拡充にかかる費用については、令和8年9月時点版の概算見積を提示し、その後の研究・検討状況に合わせて、適宜更新していくものとする。

(7) 横浜版伴走型生成AI試行運用に関する報告書提出及び次年度受託業者への引継（データを含む。）

ア 本事業の総括

事業の終了にあたり、横浜版伴走型生成AIの成果、課題をまとめ、報告書として提出すること。報告書は、DVD-R等の電子記録媒体により1部作成し納品すること。

イ 次年度受託者への引継（データ含む。）

本事業については、実証研究を踏まえ、次年度以降の本格開発・事業拡充を検討していくことを想定している。これに伴い、受託者は、次年度以降の受託者へ確実な引継ぎができるよう準備すること。本契約期間内において、次年度の受託者が決定している場合には、その者への必要な引継ぎを行い、横浜版伴走型生成AIの発展的開発に資するデータ（個人に紐づいた学習データ等）を提供すること。

(8) その他付随する作業

(1)～(7)の実施等を目的として、各週を目途に、委託者と打合せを実施すること。その他、本業務の目的の達成のために必要な業務について、委託者と協議の上、実施すること。

本業務の遂行に当たり、委託者やモデル校において、望まない運用の変更や事故などが発生しないよう、受託者において一貫した推進体制を整備すること。

また、委託者との協議により他の関連事業者とも緊密に連携して業務を遂行すること。

以上の実現に向けた体制を受託者において整備すること。

第3 スケジュール・納品物

1 納品場所

- (1) 横浜市教育委員会事務局学校経営支援課
- (2) 横浜版伴走型生成AIモデル校

2 スケジュール・納品物一覧

本業務の主なスケジュールと納品物の想定は次のとおりとする。DVD-R等の電子記録媒体により1部作成し、納品すること。スケジュール及び納品物は、今後、業務の進捗状況に応じて、委託者と受託者間で協議の上、変更することがある。

時期	業務	納品物
令和8年6月	全体計画の調整	業務計画書（※） 研究計画書
令和8年6月～	・横浜版伴走型生成AIの試行開発開始 ・システム・コンテンツの連携に向けた検討開始	
令和8年8月～9月	モデル校への運用に向けた各種準備 利用マニュアル作成 操作研修等 ほか ・本格開発に向けた積算開始	利用マニュアル、研修資料等 次年度費用の概算見積書（以降、内容が整理され次第、必要に応じて順次更新）
令和8年10月～	・モデル校への提供開始（開発途中のものでも可） ・サポートデスク稼働開始 ・順次、機能改善検討、準備開発 ・データの取り込み（定期）	
令和8年11月～	・活用度及び成果に関するデータの提供開始 ・横浜版伴走型生成AIから得られるデータの提供開始	活用度及び成果に関するデータ（以降毎月） 横浜版伴走型生成AIから得られるデータ（以降毎月）
令和8年12月～	・モデル校への活用促進支援開始 ・横浜版伴走型生成AIから得られるデータの活用に関する提案開始	提案書

令和9年1月～	今後の本格開発に向けた課題等整理・提案	提案書
令和9年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業総括 ・次年度横浜版伴走型生成AI受託者への引継 	事業完了報告書（※） 研究報告書 その他委託者が求める資料

（※）業務計画書及び事業完了報告書へは研究内容についての記載は除くこととする。

3 納品物の形態

納品物は、なお、次の製品で作成することを原則とし、その他の製品を使用して作成する場合には、委託者と協議の上、決定すること。

- ・Microsoft Office Word 2021以降
- ・Microsoft Office Excel 2021以降
- ・Microsoft Office PowerPoint 2021以降
- ・PDF

第4 情報セキュリティ対策、ユーザビリティ・アクセシビリティの確保

1 クラウドサービス要件

(1) サービス形態本業務で使用するSaaSまたはSaaS上のアプリケーションを活用する場合、官公庁での運用実績がある事業者のクラウドサービスであること。

また、新たにデータセンターにあるIaaS上にシステムを構築する場合には、他の官公庁での運用実績のあるIaaSサービス上に構築されること。

さらに、24時間365日の日本語でのサポート対応が可能な事業者のクラウドサービスを利用し、障害等の対応が迅速、適切に実施できる手段を確保すること。

(2) 選定条件について、本業務では原則として、「ISMAPクラウドサービスリスト」に掲載されているIaaS、SaaS、PaaS等のクラウドサービスまたはこれらを基盤としたシステムを採用し、以下の条件を満たすこと。

ア サーバーの設置場所は、原則日本国内とする。

イ クラウドサービス（SaaS上のアプリケーションを利用する場合は当該SaaSの提供元）の利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。

ウ 情報資産の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。また、本市の要求によって、情報資産をほかのクラウドサービス環境に移管させることができること。

2 一般セキュリティ要件

(1) 通信経路及びデータの暗号化、通信回線の監視、ファイアウォールやウイルス対策ソフトの導入など、安全な管理のために必要な対策を行う。

(2) 情報システムの開発・管理・運用を行う者には、個人ごとにIDを発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定させる。

(3) アクセス元IPアドレスによるアクセス制限や多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策を講じる。

(4) WAF (Web Application Firewall) や仮想パッチ等、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入する。

(5) 「個人情報記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録に関する要綱」に基づき、操作記録の採取を行う。

(6) データのバックアップ体制や復旧までの時間の管理等、安全な管理のために必要な対策を行う。バックアップや復旧については、受託者と協議の上決定すること。

(7) 委託業務終了後は、本業務のために本市から提供された個人情報データを消去し、消去したことを委託者に報告書として提出すること。

(8) サービスを提供する場合における標準機能については、改めて当該機能のテストを行うことは不要とする。ただし、委託者用にカスタマイズのある箇所や当初セットアップの内容によって機能の動作が変化する箇所については、テストを行うこと。

3 アクセシビリティの確保

別紙2「アクセシビリティ要件」のとおり

4 横浜市ドメイン

(1) ウェブサイト・電子メールアドレスともに、横浜市のドメイン名である「city.yokohama.lg.jp」のサブドメイン名を利用すること。仮に、本市のドメインを利用することが難しい場合は、委託者との協議を行ったうえで外部ドメインを利用すること。

(2) city.yokohama.lg.jpのサブドメインを利用するにはデジタル統括本部DX基盤課にDNS登録依頼を提出する必要があるため、その申請内容を作成すること。なお、以下のサービスの利用にあたっては注意が必要である。

(3) エックスサーバーは利用できないことに留意する。

5 UI/UXについて

- (1) UI/UXの視点で各種テストを実施し、ユーザーにとって使いやすくわかりやすいUIとなっていることを確認すること。
- (2) 委託者が開発段階においてUI/UXの視点で確認テストができるようプロトタイプやモックアップ、デモ環境等適宜用意すること。また、その確認結果を基に必要な改善を行うこと。パッケージシステムの場合も、可能な限りカスタマイズすること。
- (3) 構築にあたっては、UI/UXに関して、企画、設計、構築、確認テスト等のそれぞれの場面において委託者の確認を得ることとし、それらの結果を報告書として提出すること。

第5 特記事項・一般事項

1 著作権

委託者は納品された成果物等の複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。

本業務により発生した権利については、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。また、本業務で生じた納品物についても、準用するものとする。

納品物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

2 一般事項

- (1) 業務の進捗状況については、委託者に適宜報告すること。
- (2) 業務の実施過程で知り得た情報については、「委託契約約款」、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、十分に留意し管理を適切に行うこと。データについては、委託者の許可無く持ち出してはならない。
- (3) 本業務に基づいて提供されるアプリケーション等を通じて事業者として個人情報を取得することは禁止とする。
- (4) 本業務の進捗管理等必要があるときは会議を開催すること。会議の場所は、原則として委託者庁舎内とする。委託者が認める会議については、Web会議として構わないが、その際は出席者や視聴環境を明らかにし、本業務における秘密事項の漏洩等が起らないように配慮すること。また、会議の議事内容、協議内容及び結果について議事録を作成し、委託者の承認を得ること。
- (5) 業務中の事故等（人身事故を含む。）については、委託者に過失がある場合を除き、一切を受託者の責において処理すること。
- (6) 受託者は、業務の実施に当たり、受託者の作業員に対する労働基準法、労働安全衛生法及びその他関連法規に関する一切の責を負うこと。
- (7) 学習データの所有者は委託者とする。